

長崎市新庁舎建設基本設計業務委託に係る

公募型プロポーザル方式による設計者の選定について

平成29年6月

長崎市プロポーザル方式による長崎市新庁舎
建設基本設計委託業務受注者選定審査会

1 選定結果

<受託候補者>

山下設計・建友社設計・有馬建築設計事務所特定設計業務共同企業体

<次点>

楨総合計画事務所・石本建築事務所・三建設計総合事務所特定設計業務共同企業体

2 選定の概要

(1) 選定方法

受注者選定の方法については、長崎市での検討の結果、「長崎市新庁舎建設基本計画」に掲げた基本方針に基づき、使いやすい窓口空間の確保や、高水準の安全性の確保、コスト縮減など、高度な技術的判断を必要とする設計業務であることから、公募型プロポーザル方式が採用された。

また、選定にあたっては、建築計画、建築構造及び都市計画等の専門的な技術・知識・経験を有する者によって審査する必要があるとの判断から、「長崎市プロポーザル方式による長崎市新庁舎建設基本設計委託業務受注者選定審査会」（以下「審査会」という。）が設置され、同審査会において選定審査を実施した。

(2) 参加表明

5者（いずれも特定設計業務共同企業体）

(3) 参加資格に係る審査

公告に定めた参加資格要件について、参加表明のあった5者のうち4者はすべての要件を満たしていたが、残りの1者については、「すべての構成員に関する要件」のうち、「平成29年3月27日（月）時点において、長崎市建設工事等入札参加資格者名簿に「建築関係建設コンサルタント」の業種で登録がある者であること」の要件を満たさない構成員があることから、失格とした。

(4) 一次審査

ヒアリング参加要請者（二次審査への参加者）を選定するため、資格審査を通過した4者から提出された技術提案書等について、「設計JVの組織力」、「配置技術者の技術力」、「業務実施方針」及び「特定テーマに対する技術提案」の各項目の評価基準に基づき審査を行った。

評価の結果、公告に定める失格要件^{*}に該当する者はなく、また、いずれの者も高い技術力を有することが認められたことから、技術提案書の提出があった4者すべてに、ヒアリング（二次審査）への参加を要請することとした。

《※公告に定める失格要件》

- ・委員全員の評価点の合計が 480 点（800 点満点中の 6 割）に満たない場合
- ・評価項目のうち、「業務実施方針」及び「特定テーマに対する技術提案」の評価の着目点の各項目のいずれかにおいて、委員全員の評価点の合計が 8 点（委員全員が最低点）の場合

(5) 二次審査

一次審査を通過した 4 者によるプレゼンテーション及び審査会委員によるヒアリングを実施した。これは、本プロポーザル審査の一部として実施したものであるが、選定の過程について、その状況を広く市民に観覧いただくため公開とした。このヒアリング結果を踏まえ、「業務実施方針」及び「特定テーマに対する技術提案」の各項目の評価基準に基づき審査を行い、受託候補者及び次点を特定した。

<評価結果>

評価項目等	配点計	受託候補者	次点	他の提案者	他の提案者
業務実施方針					
(1) 設計担当チームの組織体制及び工程計画	60	57	51	54	45
(2) 設計過程における市民参加、情報提供及び市民の意見反映	60	45	51	33	48
特定テーマに対する技術提案					
(1) 的確性	90	70	70	60	50
(2) 実現性	90	75	75	65	45
(3) 独創性	90	75	60	55	50
(4) 取り組み意欲・基本計画の理解度	60	51	48	51	48
合計	450	373	355	318	286

3 審査会

(1) 委員構成

- 会長 宮原 和明（長崎総合科学大学名誉教授）
竹下 輝和（九州大学名誉教授／(有) TMD 研究所所長）
今村 洋一（椙山女学園大学文化情報学部准教授）
鮫島 和夫（長崎住まい・まちづくりトラスト代表）
高尾 忠志（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授）
玉井 宏章（長崎大学大学院工学研究科教授）
中田 慶子（NPO 法人DV 防止ながさき理事長）
加藤 邦彦（長崎市副市長）

(2) 開催経過

開催回	開催日	議題
第 1 回	平成 29 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none">● 公告に関する事項の審議● 審査方法及びスケジュールについて● プロポーザル参加の資格要件及び業務実施上の条件について● 評価基準について● 委員名及び会議録等の公表について
第 2 回	平成 29 年 5 月 15 日	<ul style="list-style-type: none">● 参加状況及び参加資格の確認結果の報告● 一次審査● 二次審査の要領について
第 3 回	平成 29 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">● 二次審査● 受託候補者の特定及び次点の選定について

(3) 選評

ア 受託候補者について

受託候補者の提案は、各項目において高く評価された。

特に建物の構造に関しては、「耐震安全性と防災拠点としての機能を備えた庁舎」を目指す中で、免震構造の採用と併せ、その効果を高めるために一般的な鉄骨造とは異なる具体的な提案がなされたことに対し、高い技術力と先進性を評価する意見が多く出された。

また、その剛性を高めるために使用される木質耐震パネルについても、技術的な裏付けのもとに配置パターンが考えられ、それが景観面でも建物に表情を付けることになることも評価された。

市民が利用する空間については、低層部分に窓口機能や市民利用スペースを集中し

て配置するとともに、他の空間と明快に分けることで、休日や夜間でも市民が利用しやすい配置とする提案内容についても評価する意見が出された。

さらに、まち並みの創出という観点から、庁舎南側を江戸時代の町割りをベースに通りを挟んだ両側で賑わいをつくるというコンセプト、周辺のまち並みとの調和や景観への配慮を意識した低層部と高層部の建物の配置の考え方など、長崎市新庁舎建設基本計画に掲げる方針について良く理解されていたことも評価された。

また、市民参加についても、そのプロセスについてイメージを持っているとの意見が出された。

一方で、1階フロアでの動線の複雑さや、庁舎南側の通りで歩車動線が輻輳する可能性を指摘する意見もあったことから、今後、設計を進める中では十分な検討を望みたい。

イ 次点について

次点となった者の提案は、非常にデザイン力が高く、これまでの実績を交えながら説明があったこと等を踏まえ、市民に長く親しまれる庁舎となる可能性を期待する意見が出されるなど、各項目における評価点も相対的に高かった。

一方で、市民利用空間が多層に分散している提案となっており、市民の利便性の観点から課題があるなどの意見が出された。

ウ その他提案者について

その他2者の提案のうち1者の提案においては、ワンフロアが広いことによる執務空間の使い易さや低層に抑えている点、広場と庁舎内ホールとのつながりの良さなどについて評価する意見が出された。

一方、ワンフロアが広いことによる動線処理の困難性や窓から離れることによる執務環境への懸念、大径免震装置の実現可能性、緑化が提案のようなイメージになるのかという意見が出されるなど、その実現性が疑問視される評価であった。

また、残りの1者の提案においては、市民のプライバシーへの配慮や、市民参画の手法の有効性、プレゼンテーション及びヒアリングでの技術者の対応力が高く評価された。

一方、提案内容がテラスや広場にウエイトをかけているため、市民利用空間の多層への分散、動線への配慮不足があり、庁舎に賑わいが持てるのかななどの疑問が出された。

4 総評

長崎市新庁舎建設基本計画においては、新庁舎が目指すべき7つの大きな柱が掲げられていますが、この度、実施した公募型プロポーザルでは、この7つの柱をテーマに提案をお願いしました。

ご参加いただいた各者からは、これまでの豊富な実績と経験をもとに、極めて高いレベルの提案をいただきました。

審査会においては、たいへん難しい審査を行うこととなりましたが、委員それぞれの専門的知識・経験のもと評価を述べるとともに、十分な意見交換を行いながら、厳正な審査を行いました。

今後、受託者と長崎市の間で検討が重ねられ、新庁舎の設計が進められていくこととなりますが、そのプロセスにおいて市民の皆さんの意見を十分に反映し、「市民に親しまれ つながりの拠点となり まちのシンボルとなる 『新しい市役所』」が実現されることを願います。

最後に、本プロポーザルにご参加いただいた皆様におかれましては、限られた期間であったにも関わらず、熱意ある素晴らしい提案をいただきましたことに敬意を表しますとともに、今後、皆様の更なるご活躍とご発展を祈念いたします。

長崎市プロポーザル方式による長崎市新庁舎
建設基本設計委託業務受注者選定審査会

会長 宮原 和明